

IASBが、個別財務諸表における持分法の使用を許容するIAS第27号の修正を提案

トーマツ IFRSセンター・オブ・エクセレンス

要点

- 修正案は、企業の個別財務諸表における、子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資の会計処理で持分法の適用を許容する。
- 本提案に対するコメントは、2014年2月3日が期限である。

本IFRS in Focusは、国際会計基準審議会 (IASB) によって公表された最新公開草案 (ED) ED/2013/10に示されているIAS第27号「個別財務諸表」の修正案を要約する。

なぜIAS第27号に修正が提案されているのか？

IAS第27号「個別財務諸表」は、子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資の会計処理を、原価か、又はIFRS第9号「金融商品」(もしくは、IFRS第9号をいまだ適用していない企業はIAS第39号「金融商品：認識及び測定」) に従うことを要求している。

IASBのアジェンダ・コンサルテーション2011の一環で、一部の関係者は、いくつかの国の法律が、上場会社に子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資の会計処理として持分法を使用して個別財務諸表を表示することを要求していると回答した。さらに、ほとんどの場合、IFRSsに従って作成された個別財務諸表と現地の規制のもとで作成された個別財務諸表との差異は、持分法の使用のみであることが言及された。

IASBはこれらの懸念を認識し、その結果、子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資の会計処理に、個別財務諸表に持分法を使用する選択肢を追加するED/2013/10を提案した。

IAS第27号の修正案はどのようなものか？

本提案では、企業は、個別財務諸表において子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資の会計処理に持分法を使用することができる。その結果、企業はこれらの投資の会計処理で、次のいずれかが許容される。

- 取得原価で会計処理
- IFRS第9号 (又はIAS第39号) に従って処理
- 持分法を使用して会計処理

これは、投資の各区分 (category) ごとの会計方針の選択である。

見解

個別財務諸表はIFRSsでは要求されていない。一般的に、個別財務諸表は、現地の規制又は他の財務諸表利用者によって要求される。

IFRS第10号「連結財務諸表」との潜在的な矛盾を避けるため、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の結果的修正が提案されている。本結果的修正の案は、25項 (所有持分の減少に係る、過去にその他の包括利益に認識した利得又は損失の割合を、純損益に振り替えることを要求する) が、関連会社又は共同支配企業の所有が減少するが、引き続き投資会社は関連会社又は共同支配企業として分類される場合にのみ適用されることを明確にする。

発効日とコメント期間

本EDは、発効日を特定していない。IASBは、このEDに対して受領したコメントを考慮して、発効日を決定する予定である。

企業は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従い、本修正案を遡及的に適用することが要求される。

初度適用における特別な免除は、EDに含まれていない。

見解

IASBは、個別財務諸表における持分法を適用する場合に、連結財務諸表の情報 (すなわち、IFRS第10号で子会社を連結する情報やIAS第28号で関連会社及び共同支配企業に持分法を適用する情報) を使用できるので、追加の手続を実施する必要がないと考えている。

EDに対するコメントは、2014年2月3日が期限である。

以上